

租税等に関連する各種の講演会や勉強会の開催をはじめ、政府、国会に対する要望活動等、会員のための活動を行っています。特に、毎年行われる税制改正要望に関するアンケート調査とその取りまとめについて検討会を開催し、荻窪法人会の会員企業の皆様の要望を実現できるように努めております。税制改正要望について、ご意見・ご要望がありましたら、税制委員会までご連絡をいただきたいと思っております。

平成25年 税制セミナーのご報告

小林誉光 税制副委員長



講師：中央大学法学科大学院教授 森信茂樹氏



平成25年2月19日、新宿のハイアットリージェンシー東京にて、税制セミナーが開催されました。

◎第1講座「平成25年度税制改正について」講師：財務省大臣官房審議官 太田充氏 ◎第2講座「阿部政権と税制の課題—法人税を中心に—」講師：中央大学法学科大学院教授 森信茂樹氏
今回は、第一講座の内容をご紹介します。

平成2年(バブルの頃)の歳入は60兆円(ちなみに歳出は69兆円)をピークとして、年々歳入は減少し続け、平成25年では歳入を43兆円と見込んでいる。

大幅な歳入の減少と反比例するように、歳出は93兆円に増えている。

この差額は、国債で賄われているが、これは「将来への借金」であり、早急に改善していかないといけない状況にあります。

歳出の増加原因として、高齢化社会による「社会保障関係費の増加」が挙げられます。

「社会保障財源の安定」を達成すべく、次のような改正がおこなわれました。

主な税制改正の内容は次の通りです。

〔1〕 個人所得課税

1. 所得税の最高税率の見直し(課税所得4,000万円超 45%税率)
2. 金融・証券税制(日本版ISA)
3. 住宅税制(消費税増税にともなう住宅ローン控除の拡充ほか)
4. 復興支援のための税制上の措置(高台移転のための譲渡所得の特別控除)

〔3〕 法人課税

1. 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大(生産設備の特別償却・特別控除)
2. 中小企業対策・農林水産業対策(経営改善設備投資の特別償却・特別控除)
3. 復興支援のための税制上の措置(避難対象雇用者等の雇用に伴う税額控除)
4. その他の租税特別措置等(中小法人の交際費課税特例を拡充)

〔2〕 資産課税

1. 相続税・贈与税の見直し(相続税の基礎控除見直しほか)
2. 事業承継税制
「非上場株式等に係る相続税制等の納税猶予制度」の要件緩和で使いやすく
3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
4. 復興支援のための税制上の措置(大震災の津波地区の固定資産税等の免除)

〔4〕 消費課税

衝突被害軽減ブレーキの搭載車の「自動車重量税・自動車取得税の特例」を対象拡大

〔5〕 納税環境整備

1. 延滞税等の見直し(現在の低金利状況に合わせて引き下げ)

今回の改正のなかで、いわゆる事業承継税制の要件緩和については、「法人会で従来から要望してきたもの」であり、その一部が認められた結果になりました。今後もよりよい税制をめざして、法人会は活動を続けていきます。

荻窪法人会では皆様の税制改正に関する要望を募集しております。